

呉市教育委員会議題
(令和6年9月26日定例会)

呉市教育委員会

令和6年9月26日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第25号 寄附受納について
- 4 教議第48号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 報告第26号 令和6年度教育費補正予算について

寄附受納について

学校施設課

呉市立警固屋中学校に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
空井 有司	スーパー創作 神楽用衣装	19点	699,700円	R6.8.1

教議第 4 8 号

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

呉市外国語指導助手任用規則（令和 2 年呉市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（報酬及びその計算）	（報酬及びその計算）
第 5 条 略	第 5 条 略
2 ～ 5 略	2 ～ 5 略
6 外国語指導助手には、呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年呉市条例第 1 8 号）第 7 条第 1 項の規定にかかわらず期末手当を支給しない。	6 外国語指導助手には、呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年呉市条例第 1 8 号）第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず期末手当及び勤勉手当を支給しない。
（特別休暇）	（特別休暇）
第 1 3 条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。	第 1 3 条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。
(1) ・ (2) 略	(1) ・ (2) 略
(3) 外国語指導助手が夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度の 7 月から 9 月までの期間内における原則として連続する 3 日	(3) 外国語指導助手が夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度の 6 月から 1 0 月までの期間内における原則として連続する 3 日
(4) ～ (7) 略	(4) ～ (7) 略
(8) 外国語指導助手の妻（届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等又は当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあって	(8) 外国語指導助手の妻（届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）が出産する場合で、外国語指導助手が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等又は当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合に

は、14週間)前の日から、出産の日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内において7日以内で必要と認める期間 (9)～(17) 略 2 略 (服務の宣誓) 第19条 外国語指導助手は、職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年呉市条例第21号)第2条第2項の規定に基づき、署名をした宣誓書を委員会に提出してからでなければその職務を行ってはいけない。ただし、緊急事務のため必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。 2 略	あつては、14週間)前の日から、出産の日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内において7日以内で必要と認める期間 (9)～(17) 略 2 略 (服務の宣誓) 第19条 外国語指導助手は、職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年呉市条例第21号)第2条第2項の規定に基づき、署名をした宣誓書を委員会に提出してからでなければその職務を行ってはならない。ただし、緊急事務のため必要な場合においては、宣誓を行う前においても外国語指導助手にその職務を行わせることができる。 2 略
--	--

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の呉市外国語指導助手任用規則は、令和6年6月1日から適用する。

(提案理由)

外国語指導助手の夏季休暇について、本市における他の会計年度任用職員に合わせて拡充するほか、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

外国語指導助手の夏季休暇について、本市における他の会計年度任用職員に合わせて拡充するほか、所要の規定を整備するものです。

2 改正の内容

(1) 夏季休暇

外国語指導助手が夏季休暇を取得できる期間について、7月から9月までとしているものを、6月から10月までに拡充します。

(2) 勤勉手当

勤勉手当に係る規定を追加します。

※ 従前から外国語指導助手には期末手当を支給していませんが、これと同様に、勤勉手当も支給しません。

(3) その他

字句の誤りを訂正します。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の呉市外国語指導助手任用規則は、令和6年6月1日から適用します。

